

平成2年度第1回陸前高田市景観審議会議事録

1 日時 令和2年12月11日(金)

午後 1時27分 開議

午後 2時24分 散会

2 場所 陸前高田市役所4号棟第4会議室

3 議事

議案第1号 陸前高田市屋外広告物条例の改正について

4 出席委員(5人)

会長 平野勝也 委員 三浦まり江 委員 三宅諭

委員 柳原季明 委員 廣中勝之

5 説明のために出席した者

建設部長兼都市計画課長 塚伸也

都市計画課長補佐兼計画係長 永山悟

6 職務のために出席した職員

建設部都市計画課

主任 佐藤恵子 主事 長崎翔太 主事 菊池真司

7 審議会の概要

午後1時27分 開議

(1) 開会

○事務局(塚部長)

ご案内の時間より早いですけれども、皆様お集まりのようですので、始めさせていただきます。只今より、令和2年度第1回陸前高田市景観審議会を開会させていただきます。

私は、建設部長兼都市計画課長の塚でございます。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、資料の確認をお願いいたします。

事前に送付しておりましたが、まず次第、委員名簿、配席図、

資料1といたしまして景観計画及び屋外広告物の申請状況

資料2といたしまして陸前高田市屋外広告物条例の改正について

参考資料1といたしまして広告板落下事故の概要

参考資料2といたしまして条例及び規則の改正内容一覧

参考資料3といたしまして安全点検報告書（案）

参考資料4といたしまして陸前高田市屋外広告物条例改正案

参考資料5といたしまして陸前高田市屋外広告物条例施行規則改正案

参考資料6といたしまして陸前高田市屋外広告物現況調書

参考資料7といたしまして陸前高田市景観条例

でございます。

また、本日A4一枚の追加資料をお配りしております。

以上の資料について、不足がございましたら申し出いただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、開会に当たりまして、副市長の舟波からご挨拶を申し上げます。

(2) 挨拶

○舟波副市長

皆様本日はお忙しいところお集まりいただきまして大変ありがとうございます。

私の方からご挨拶差し上げたいと思います。この景観審議会は2年ぶりの開催となりますが、この間、昨年度の駅ですとか、東日本大震災津波伝承館、そして高田松原の運動公園等がオープンしております。おかげさまで、これまでの復興を着実に進めてきているところでございます。ただ、最近はコロナの影響もあって、一部G o T oキャンペーンの中止という話も出ているように、なかなか観光客増に向けてまだ見通しが見えない状況もあります。しかし、それに向けたまちづくりの方は着実に進めていきたいと考えております。とくに今後、無電柱化等景観に配慮したまちというのをしっかり取り組んでいきたいと思っております。本日は陸前高田市屋外広告物条例の改正についてという議事内容でございますけれども、忌憚ないご意見をいただきましてご審議いただければと思います。本日はよろしくお願いいたします。

(3) 会長選出

○事務局（堺部長）

それでは、今回委員の任期満了に伴いまして、令和2年4月1日付けで新しい委員の皆様を任命させていただきました。今回は、新しい委員を任命させていただいてから、初めて開催する審議会でございますので、初めに、事務局から委員の皆様をご紹介します。

手元の委員名簿順にご紹介させていただきますが、大林まい子委員、伊東亜希子委員、菊池満夫委員につきましては本日欠席となっております。

続いて三浦まり江委員でございます。

平野勝也委員でございます。

三宅諭委員でございます。

柳原季明委員でございます。

廣中勝之委員でございます。

続きまして、本日の市側の出席者を紹介いたします。ただ今挨拶いたしました、副市長の舟波でございます。建設部都市計画課から課長補佐の永山でございます。そのほか、都市計画課の職員が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、はじめに、事務局から会議の成立について、ご報告いたします。本日は、委員8名の2分の1以上、5名の出席をいただいておりますので、陸前高田市景観条例第41条第2項の規定により、本審議会が成立していることをご報告いたします。

本会議につきましては、事務局において議事録を作成いたします。つきましては、署名委員を、三浦まり江委員にお願いいたします。また議事録を作成する上で、録音をさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

それでは次第の3に移ります。会長選出を行います。

陸前高田市景観条例第40条第1項の規定により、会長は、委員の互選によって定めることとされております。会長の選出につきまして、立候補又は推薦によることとしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、立候補又は推薦をされる委員は、挙手をお願いします。どなたかいらっしゃいますか。

○三浦委員

引き続き平野先生にお願いできればと思います。

○事務局（堺部長）

平野委員のご推薦がございましたが他にありませんでしょうか。

(「なし」の声)

ないようですので、平野委員を会長に選出することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、会長は、平野委員にお願いいたします。平野会長には、会長席へ移動をお願いいたします。一言あいさつを賜りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○平野会長

平野でございます。引き続き会長を務めさせていただきますのでどうかよろしくお願いいたします。

いたします。陸前高田市は、復興まちづくりを頑張ってきた中で、いち早く、景観計画を策定して、復興まちづくりの成果をみんなで頑張ってきたまちづくりをちゃんと残していこうとされている、非常に先進的で適切な対応を取っておられる自治体だと認識しております。

是非復興まちづくりの成果を上手に担保しながら今後も活力あるまちを育てていくように頑張りたいと思いますので、委員の皆様についてもよろしくお願ひしたいと思ひます。

○事務局（堺部長）

ありがとうございました。続きまして、会長職務代理者を選出いたします。

陸前高田市景観条例第40条第3項において、会長職務代理者は、会長が指名することとされておりますので、平野会長からご指名をお願いいたします。

○平野会長

この件は引き続き三宅先生にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

（「賛成」の声）

○三宅委員

ご指名ということなのでお受けします。よろしくお願ひいたします。

(4) 報告

○事務局（堺部長）

それでは、次第4の報告について事務局から説明させていただきます。

○事務局（菊池主事）

それでは、都市計画課菊池からご説明させていただきます。座ってご説明させていただきます。前回の景観審議会から約2年程度経過しました。前回の審議を経て景観計画の変更と屋外広告物条例が施行されましたので、現状について報告させていただきます。

資料1をご覧ください。

市は平成30年4月に景観行政団体となり、同年6月1日から景観計画の運用開始、令和元年7月1日から景観計画の変更、及び屋外広告物条例の運用をしております。

上の表は景観計画についての申請件数であり、平成30年度が26件、平成31年度が79件、令和2年度では48件で全体の合計が153件です。

なお、平成31年度の景観地区の合計値が①と②の合計と異なっておりますが、これは、景観地区が同年7月の変更時に制定されたことから数値がずれています。

下の表は屋外広告物の申請件数となっており、平成31年度の既存の更新分が16件、

新規分が8件、令和2年度の更新分が16件、新規分が10件で、全体の合計が50件です。

既存分の更新期間は基本的に3年となっています。また、申請手数料の合計が307,400円です。

運用上の流れとしては、申請前に行われる事前相談時点で各地区の規制にあったものとなるよう調整しており、実際の申請の際には適正な状態で申請いただいております。大きな問題等はなく、運用できているところです。

簡単ではございますが、以上で報告とさせていただきます。

○事務局（堺部長）

ただいま、景観計画と屋外広告物条例の申請状況について説明申し上げましたが、質問等ございましたらお願いします。

○平野会長

一般的には屋外広告物の申請の方が多そうですが、陸前高田市の場合は復興の最中ということで、建築物や工作の申請が多いという認識でよろしいでしょうか。また今後の見込みを教えてください。

○事務局（菊池主事）

現在景観の申請については、電柱の申請が多く、全体の半分程度の割合を占めている状況です。今後は減っていくと見込んでいます。

○平野会長

それでは、運用上で大きな負担等はそれほどないという理解でよろしいでしょうか。

○事務局（菊池主事）

はい。大きな問題等はありません。

○事務局（堺部長）

他にございますでしょうか。よろしいですか。

それでは続きまして、5の議事に入らせていただきたいと思います。

それでは、ここからは、平野会長にお願いしたいと思います。

(5) 議事

○平野会長

それでは、令和2年度第1回陸前高田市景観審議会の審議を進めてまいりますので、委員の皆さんのご協力をお願いいたします。次第に従いまして、「5 議事」から進めてまいります。議案第1号「陸前高田市屋外広告物条例の変更について」を、事務局より説明

を求めます。

○事務局（菊池主事）

それでは都市計画課菊池からご説明させていただきます。座ってご説明させていただきます。まず、本日お渡ししております追加資料をご覧ください。こちらが今回の改正内容の概要となっておりますのでこちらから説明いたします。今回の屋外広告物条例の改正理由として、近年、老朽化等による屋外広告物の落下等が発生しており、全国的に屋外広告物の安全性の確保が課題となっております。参考資料1で事故の事例について載せておりますので後ほどご覧ください。県内でも昨年北上市において台風の影響とされる落下事故が発生しております。そのため、県内で屋外広告物条例を運用している岩手県、盛岡市、平泉町でも条例改正が検討されており、本市においても管理や点検に関する義務を定め、一層の安全対策を図るため条例を改正しようとするものです。

県内の自治体が改正を検討しておりますが、これはまず岩手県から改正する旨の連絡があり、安全対策のための改正であることから本市も合わせて改正を行う流れとなったものです。

今回の改正は管理と点検について内容を加えるものです。表と参考資料2は改正内容を一覧にしたものです。詳細については、資料2で説明します。

今後の予定としては、3月議会に提出し、来年の7月の施行を検討しております。

以上が概要となりまして、より具体的な内容について資料2で説明したいと思います。

資料2をご用意ください。

表紙をめくりまして、2ページ、3ページは屋外広告物及びその制度についてですので後ほどお目通し願います。続いて4ページの背景については先ほど概要で申し上げた通りですので割愛いたします。

5ページをご覧ください。改正内容、管理義務を負う者については、現行制度では、規定されていなかったものを、明確化するために、表示者、設置者、管理者、所有者、占有者について管理義務を負う者として規定するものです。

6ページをご覧ください。こちらは所有者などを具体的に示したものです。

図ではテナントビルの場合で表していますが、まず所有者がビルのオーナー会社、占有者がテナントに入り広告を出している会社、管理者がビル全体の管理を行っている会社、設置者が袖看板を設置した会社、最後に表示者がそで看板に広告物を表示した会社となります。図の例ではこの通りですが、実際には表示者と設置者が同じ会社等ということも起こりえます。

7ページをご覧ください。管理義務の内容について、こちらも今まで規定のなかったもののため、「劣化及び損傷の状況の確認、補修、除却その他必要な管理を怠らず、良好な状態に保持しなければならない。」という文を条例に規定し、正しく管理されている状況というのを、明確にするものです。

8ページをご覧ください。こちらは点検の義務付についてです。現行では点検の規定はなく、更新許可の申請時に、現況調書という書類を添付することとしています。しかし、安全対策上点検の実施が重要な要素であることを踏まえ、義務者、点検時期、点検項目、報告時期等を具体的に規定しようとするものです。

9ページをご覧ください。有資格者が点検する屋外広告物について現行制度では、有資格者による点検を義務付ける規定はないものの、規則において、自家用広告物を除く高さ4m超えかつ、面積が10㎡を超える広告物については、有資格の管理者が記載した現況調書を求めています。

改正案では、自家用、非自家用の区別で危険性は変わらないと考えられることから、この区別をなくし、一定の規模を超えるものについては全て有資格者の点検が必要なものとするものです。

続いての10、11ページについては、具体的に図で示したものになります。こちらは後からご覧ください。

12ページをご覧ください。有資格者の範囲についてです。こちらについては、今まで3種類だった有資格者の範囲を、一般社団法人が公共目的事業として行う点検技能講習を修了したものを加えようとするものです。

13ページをご覧ください。点検の実施時期については、直近の広告物の状況を把握する必要があること、及び点検を実施した結果、改善措置が必要となった場合の修繕等の期間を考慮し、点検の実施時期を申請前3か月以内と規定するものです。

14ページをご覧ください。点検項目についての詳細について示したものです。

参考資料の3と6をご覧ください。

参考資料6が現行扱っている屋外広告物の現況調書となっており、項目は6種類となっています。

参考資料3が改正案となっており、安全性の確保の観点から劣化の起こりやすい箇所をより細分化して点検項目とするものです。

資料2に戻ります。15ページをご覧ください。点検報告書の添付書類について、点検の時期との整合性を図り、3か月以内のカラー写真を添付書類とします。また、その他と

して、点検の結果補修を要する場合に改善措置に関する計画等を求めることを想定して市長が必要と認める書類を規定するものです。

最後の16ページ今後の予定は先ほども申し上げましたので割愛いたします。資料2については以上となります。

条令及び規則の改正案につきましては、参考資料4、5となりますので後ほどご覧ください。

以上で、事務局からの説明を終わります。

○平野会長

ありがとうございます。それでは議事に入りたいと思います。今の説明を受けまして質問はありますでしょうか。

最初に私の方から質問を一つ。

根拠法の確認をしたいのですが、屋外広告物法をみると第5条に都道府県は、この都道府県は景観行政団体に言い換えることができるとありますが、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、条例で、広告物の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法の基準若しくは掲出物件の形状その他設置の方法の基準又はこれらの維持の方法の基準を定めることができるとあります。

つまり維持の基準を定めるものとして5条が根拠となっているという解釈でよろしいのかが一つと、もう一つ追加資料の1番2番は民法上の規定ということで考えてよいのか。もしくは屋外広告物法に何かあるのか法のたてつけについて説明をお願いしたいと思えます。

○事務局（永山補佐）

3番以降について法の5条が根拠になるということは確認しております。もう一つの1番2番のことについては、おっしゃる通りでよろしいかと思うのですが、確認させていただきたいと思えます。

○平野会長

市内の広告事業者の皆様へのヒアリング等はされていますか。

○事務局（菊池主事）

まだ行っておりませんが、議会後の周知期間に実施したいと考えております。

○平野会長

三浦委員は今回の改正についてどう思われますか。

○三浦委員

点検しないといけないところで義務が増えることにはなりますが、事故が起こるということが一番避けなければいけないところなのかなと思うので、当たり前のところを改めて規定するというところなのかなと認識しています。

○平野会長

柳原委員、何かありますでしょうか。

○柳原委員

今日まず聞きたかったのがどういうきっかけで条例改正することにいったのかです。最初に事務局からご説明いただいたのでその流れでお聞きしたいと思います。元々岩手県のほうから北上市で事故があったということでこの管理義務の条例改正を行おうという働きかけがあったということで理解をしました。ということは今回改正する条文の内容は結論から申し上げると過不足ない内容となっているかと思っているんですが、これは岩手県の改正条文と基本的には同じなのかそれとも陸前高田市さん独自で記載されたりしているところがあれば、そういったところ、改正の条文の作り方についてまず聞きたいと思えます。

○事務局（菊池主事）

おっしゃる通り県のを参考にしています。市独自で作ったところは特にありません。

○柳原委員

先ほど根拠について会長の方からいただきましたが、今回の条文の根拠は本省から提出している屋外広告物ガイドラインを踏まえて作られた条文ではないかと思っております、その中のまさに1番2番の管理義務を負う者については、基本的にはガイドラインののっとして概ね同様の内容を掲出しているのかなと確認しましたのでそういう意味では全国的な考え方の流れを踏まえて策定されたものではないかと思っております。ありがとうございました。

○平野会長

岩手県の条文もこのガイドラインの条文を踏まえたものになっているのでしょうか。

○事務局（菊池主事）

そうなっております。

○平野会長

であれば、法的な部分は本省が検討されているはずなので問題はないかと思えます。

三宅委員は県の審議会委員にもなられておりますので、県の状況もいただきながら何か

ないでしょうか。

○三宅委員

まさに何か月前にこういう内容について議論したなという記憶があります。そのときは管理する者5者についての話題となりまして、その者たちがいなくなった時、例えばお店等を出店してその後倒産して管理者がいなくなってしまった場合についての責任というところに関してどうするのかと。その点については明確にはなっていなかったのかなという気がしています。

○事務局（菊池主事）

管理者がいなくなった場合の対応も確認したいと思います。

○三宅委員

そんなにすぐ起きる話ではないと思うので、問題はないと思います。

○平野委員

空き家等の対策の話で、屋外広告物が工作物にあたれば準用ができると思うのですが、特定空き家のように指定工作物として代執行するみたいなことができるのでしょうか。

○柳原委員

空き家の場合、景観上もしくは防犯上等の理由から行政の方が代行してということも可能な法的な整備がされましたけれども、建物は大丈夫だけれど看板だけが所有者不明の場合にそのまま準用できるかは不明なので、少し調べたいと思います。

○平野会長

全国的に工作物にも準用する等の流れは必要に応じて出ていくのかなと思います。陸前高田市の場合は不幸にも古い看板が残り続けているというのは少ないと思いますので、今後全国の流れを注意していただければと思います。

廣中委員も何かありましたらお願いします。

○廣中委員

建築基準法の話ですが、広告板の落下事故等が起きると、国の方から連絡がきまして、即時対応をするというのを覚えています。そういったことがありますので、定期的な点検というのは、こういう形で屋外広告物の方でやっていただければというのは非常に良いことかと思えます。

工作物の確認制度と屋外広告物の許可制度の関係についてですが、どちらでも違反になる可能性があるのですが、確認申請だけで屋外広告物の申請がなかったとか、屋外広告物の申請だけで確認申請がなかったとか、ただその情報のやり取りはなかったものですから、

できれば屋外広告物条例を申請する際には確認申請の写しを添付するとか、その逆とか情報共有をしていく必要があるかなと思います。そのように県と市で連携して取り組んでいきたいと思います。

○平野会長

他にないでしょうか。それでは原案通りの改正ということで進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

全会一致で事務局提案通りの内容で賛成ということとなりました。

それでは、議事はこれで終了したいと思います。事務局にお返しいたします。

(6) その他

○事務局（堺部長）

ありがとうございました。

続きまして次第のその他でございますが、事務局からは特にございません。皆様から、何かございますでしょうか。よろしいですか。

(「特になし」の声)

(7) 閉会

○事務局（堺部長）

それでは、以上をもちまして、令和2年度第1回陸前高田市景観審議会を閉会させていただきます。本日はありがとうございました。

午後2時24分 散会